

## 旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和 元年 7月 3日
発信課	選挙管理委員会事務局
担当者	事務局長 原
連絡先	電 話 25-6513
	F A X 23-3727
	E-mail <a href="mailto:senkan@city.asahikawa.lg.jp">senkan@city.asahikawa.lg.jp</a>

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他（該当する分類を囲むこと。）
日 程	令和元年7月4日（木）～7月21日（日）
発表項目 （行事名）	第25回参議院議員通常選挙執行に係るお知らせ
概 要 （趣旨・日 時・場所・ 内容等を記 入すること。）	<p>1 投票日 令和元年7月21日（日）</p> <p>2 投票所整理券発送日 令和元年6月27日（木） ※整理券が、7月4日（木）までに配達されていない場合は、旭川市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。</p> <p>3 選挙公報配布日程 令和元年7月11日（木）から7月16日（火）まで ※選挙公報が、7月16日（火）までに配布されていない場合は、旭川市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。</p> <p>4 期日前投票について 令和元年7月5日（金）から7月20日（土）まで ・投票日当日、仕事や旅行などの理由で投票できない方は、別紙の期日前投票所で、期日前投票ができます。 ・期日前投票をされる方は、投票所整理券裏面に印刷されている「期日前投票宣誓書」に住所・氏名等を記入の上ご持参いただくと受け付けがスムーズに済みます。</p> <p>5 代理投票について ・病気やけがなどの事由により、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載できない方は、投票所の係員にお申し出いただければ、投票所の係員が選挙人の投票を補助する（代筆する）代理投票の制度があります。</p> <p>6 郵便投票について ・別紙に記載のある障害等のある方で、あらかじめ「郵便投票証明書」の交付を受けている方は、自宅等で郵便等により投票をすることができます。</p> <p>問合せ先：旭川市選挙管理委員会事務局 0166-25-6513</p>
添付資料	有 ・ 無 （有・無のいずれかを囲むこと。）

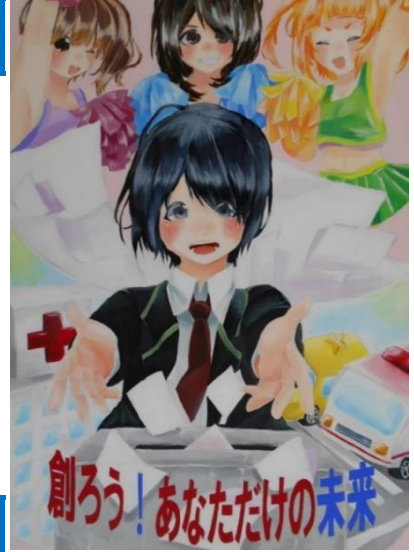
報道(取材)に当たってのお願い	
備 考	

# 7月21日(日)は 参議院議員通常選挙の投票日です

## 投票できる方

日本国民で次の要件を備えている必要があります。

- ・平成13年7月22日までに生まれた方
- ・平成31年3月3日までに旭川市の住民基本台帳に登録されている方で、投票しようとする日の前日までに国内に住民登録をされている方
- ・欠格条項に該当しない方  
引き続き3か月以上旭川市の住民基本台帳に記載されていた方で、旭川市に住所を有しなくなった日後、4か月経過しておらず、新住所地の選挙人名簿に登録されていない方



## 投票所整理券について

- ・投票所整理券は、住民票の世帯主宛てに郵送します。整理券は、4名連記となっておりますので、投票日には切り取り線から切り離して本人が投票所へ御持参ください。  
平成30年度明るい選挙啓発ポスター  
最優秀作品  
旭川市立光陽中学校 3年 高森 奈々さん
- ・投票所整理券がなくても選挙人名簿に登録されていれば投票できますが、この場合、本人であることを確認できるもの(免許証・保険証等)を御持参ください。
- ・投票所整理券には期日前投票宣誓書を印刷しておりますが、期日前投票を行うときに使用するものですので、投票日当日に投票される場合には、記入の必要がありません。

## 投票用紙の記載方法について

参議院議員通常選挙は、「選挙区」と「比例代表」の2種類の選挙が行われます。投票の順序は、「選挙区」を先に、「比例代表」を後に行います。「選挙区」の投票用紙には候補者氏名を、「比例代表」の投票用紙には候補者氏名又は政党等の名称を記載して投票します。

## 本人確認のお願い

投票所では本人確認をさせていただきます。不正な投票を防ぎ、皆様の権利を守るため、御協力をお願いいたします。

## 期日前投票について

投票日当日、次の理由で投票できない方は期日前投票ができます。

- ・仕事などに従事する方(自営業、出張、学校行事など)
- ・冠婚葬祭などの予定のある方
- ・御自分の投票区の区域外に出かける方(旅行、買物など)
- ・病気やけが、身体の障害などのため、歩行が困難な方



## 期日前投票の手続

期日前投票をされる方は、投票所整理券に印刷されている「期日前投票宣誓書」に、御本人が事前に住所、氏名等を御記入の上、整理券と併せて御持参いただくと受付が早く済みます。

## 期日前投票ができる場所・時間等

**期間：令和元年7月5日(金)から7月20日(土)まで**

場 所	時 間
神居・永山・東旭川・神楽 東鷹栖の各支所	午前8時30分から 午後8時まで
江丹別支所・西神楽支所	午前8時30分から 午後5時まで
フィール旭川 7階 (旭川市1条通8丁目)	午前10時から 午後7時30分まで
イトーヨーカドー旭川店1階 (旭川市6条通14丁目)	午前10時から 午後8時まで

※イトーヨーカドー旭川店の開店時間が、7月1日より午前10時に変更になったため、同店1階の期日前投票所の開始時刻が午前10時からに変更となっております。

## 不在者投票について

投票日当日、次の理由で投票できない方は不在者投票ができます。

- 旭川市の選挙人名簿に登録されている方で、国内の他の市区町村に滞在中のため投票日当日旭川市にいない方は、その市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。詳しい手続等については、旭川市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。
- 「北海道選挙管理委員会」が指定した病院や老人ホーム等の施設に入院又は入所中の方は、その病院等で不在者投票ができます。詳しい手続等については、入院等をしている病院・施設にお問い合わせください。
- 郵便等による不在者投票ができる方は、次の障害等のある方で、あらかじめ旭川市選挙管理委員会に「郵便投票証明書」を申請し、交付を受けていることが必要です。詳しい手続等については、旭川市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。(※)

身体障害者手帳	障害名	障害の程度		
		1級	2級	3級
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○

戦傷病者手帳	障害名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
	両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態	
	要介護5	

※郵便等による不在者投票ができる方のうち、身体障害者手帳の上肢又は視覚の障害の程度が1級（戦傷病者手帳は特別項症から第2項症まで）で、自ら投票の記載ができない方については、届出により代理人による記載が可能となる制度があります。

〈問合せ先〉  
旭川市選挙管理委員会事務局  
☎0166-25-6513(直通)